

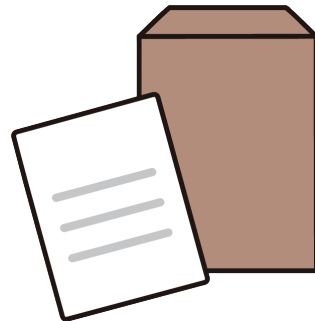


国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年1月1日から令和5年12月31日に納められた保険料の全額です。この期間に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。



●対象となる方

- 1) 令和5年1月1日～令和5年10月2日の間に国民年金保険料を納付された方
令和5年10月下旬～11月上旬にかけて順次「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発送
- 2) 令和5年10月3日～令和5年12月31日の間に国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除く）
令和6年2月上旬にかけて順次「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発送

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

▶社会保険料控除のQ&A

Q. 控除証明書は再発行できますか？

A. 納付に関することは、すべて日本年金機構が管理しています。再発行の手続きは、日本年金機構の「ねんきん加入者ダイヤル」か、徳島南年金事務所（☎088-652-1511）に再発行を依頼してください。※基礎年金番号を用意してお問い合わせください。

Q. 被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者に控除証明書は発送されますか？

A. 被用者年金の加入者の方でも、令和5年中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は、日本年金機構から国民年金保険料を発送します。なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に発送することはありません。

【お問い合わせ】

ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004
月～金曜日 8:30～19:00、第2土曜日 9:30～16:00
(休日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)



子どもたちの健やかな成長のため 里親になりませんか

里親が育てる。
社会が支える。

【里親とは】 「里親」 = 「養子縁組」 だと思っていませんか

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。子どもたちを迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が「里親」です。

【里親の種類】 4つの種類があります

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、非行、虐待などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

【里親委託まで】 里子の受け入れまでは段階を踏むので安心！



！ 児童の委託を受けた里親には委託費が支給されます。また、医療費は県で負担します。 ！

【里親制度説明会】 11月に里親制度説明会を開催します(要申込み)

日時：令和5年11月26日 午前10時～12時、場所：ふれあい健康館
説明会に関する詳しい情報は、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院（電話 0885-32-0555）へお気軽にお問い合わせください。

【相談窓口】 中央こども女性相談センター ☎(088)622-2205
南部こども女性相談センター ☎(0884)22-7130
西部こども女性相談センター ☎(0883)53-3110

【検索】 「とくしまはぐくみネット」で検索

子育て支援情報

施設を開放して育児支援を行っています。月間行事予定は美波町ホームページでご覧いただけます。(下のQRコードからもアクセスできます。)



すくすくサポート ももほっぺ



美波町子ども家庭総合支援拠点
0歳から18歳未満のお子様に関すること、そのご家族ご自身のことなどの相談に応じています。必要に応じて適切なサービスや関係機関へつなぐ相談窓口です。



【お問い合わせ】 役場福祉課☎0884-77-3614